

## 第2節 応急対策期における対応について

応急対策期における、自分や家族の身の守り方（自助）、地域の役割（共助）、区役所の役割（公助）をみていきます。

なお、応急対策期とは、ここでは災害発生直後から数時間程度、あるいは3日程度の期間をいいます。

### 1 自分の身を守る（自助）

災害が発生したら、まずは自分で自分や家族の身を守りましょう。ここでは、地震・水害が起きた場合に、いかにして自分の身を守るのかを見ていきます。

#### （1）地震から身を守る

地震がおきた場合の行動のポイントを、家庭編と職場・外出先編に分けてみていきます。

#### 家庭編

##### 地震発生

##### 落ち着く

何が起こったのか瞬時に判断できません。  
数秒の揺れでもとても長く感じます。



##### 身体をかくす

家具やロッカー、天井などの下敷きにならないよう、  
丈夫なもので身体を守りましょう。



##### 火に近づかない

揺れている最中に火を消そうとすると、大やけどをする場合があります。無理に火を消そうとせず、揺れがおさまるまで近づかないようにしましょう。



### 寝ているときは

布団や枕で頭を守り、ベッドの下など家具が倒れてこない所に身を伏せましょう。

地震による室内の状況変化に注意しましょう。



### 風呂やトイレに入っているときは

ドアや窓を開けて出口の確保をしましょう。お風呂に入っている時は、揺れがおさまってから火の始末をしましょう。



## 発生直後

### ラジオ・テレビをつける

被害情報をできるだけ早く確認しましょう。



### 集合住宅では

ドアや窓を開け非常口を確保しましょう。避難にエレベーターは使わないようにしましょう。火災時は炎や煙に巻き込まれないよう低い姿勢で避難しましょう。

### 家族の無事を確認

けが人が出た場合は、自力や近所の助けで病院に向かうことを考えましょう。

### くつ・スリッパをはく

家の内外は割れたガラスなどで危険です。絶対に裸足で歩き回らないようにしましょう。



### 津波から避難

津波浸水地域にいるときは、早期に堅固な建物の2階以上に避難しましょう。中央区では、徒歩で御堂筋より東側、上町台地に向って避難してください。

## 余震に注意

余震に備えて外に出る場合は、安全な服装で身を守りましょう。



## しばらくたって

### ブロック塀やがれきに近づかない

余震が続きます。危険な場所へは近づかないようにしましょう。



### 車で逃げない

道路は緊急車両のために空けておきましょう。



### 公衆電話や災害用伝言ダイヤルを使う

家庭の電話がかからなくなっても、公衆電話が使える場合があります。

また、NTTの「災害伝言ダイヤル171」や携帯電話の災害用伝言板を活用して、家族や友人に連絡をすることができます。下の図は利用方法です。

### NTT 災害用伝言ダイヤル 171

**使い方** 災害発生時（震度6以上の地震など）に開設されるNTTの災害伝言ダイヤルサービス

ダイヤルする	伝言の録音方法	伝言の再生方法
171	1	2

ご利用にあたっての事前契約などは一切不要です。  
音声ガイドに従って、録音・再生します。

市外局番+自宅の電話番号

市外局番+被災者の方の電話番号

- 利用可能な端末/NTTの一般電話、公衆電話、携帯電話
- 伝言数/1電話番号あたり1~10伝言
- 録音時間/1伝言30秒以内
- 伝言保存期間/2日間(48時間※自動消去)

※次の期間には体験利用ができます

毎月1・15・正月三が日  
防災週間(8月30~9月5日)  
防災とボランティア週間(1月15日~1月21日)

### 全ケータイ会社共通対応「災害用伝言板」

「災害用伝言板」は、震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合に、全ケータイ会社のケータイ・スマートフォンのネット上に緊急開設されます。

各ケータイ会社のWebサイトトップ画面からアクセスしてください。

※スマートフォンにおいては、専用のアプリケーションのダウンロードが必要な場合があります。

## 隣近所で安否の確認

隣近所で声を掛け合い、安否を確認し、避難する場合も自宅にいる場合も、地域の防災組織や町会の担当の方に、安否について伝えましょう。

## 自主防災活動を開始

- ・ガス漏れ、漏電、余震に注意しながら、隣近所の人と力をあわせて、救出・救護を行いましょ。以下は、けがをしたときの応急手当です。救護の際の参考にしてください。

### けがをしたときの応急手当

#### ● 出血

##### 【傷口を直接圧迫】

傷口にきれいなガーゼやハンカチを当て、強く押さえ、直接圧迫する。



#### ● 骨折

身近なもので固定する。例えば、バットや、傘、ものさし、つえなどを利用する。固定する位置（角度）は、傷病者の最も痛みが少ない位置とする。

#### ● やけど

すぐにきれいな流水で冷やす。衣服の上からやけどしたときは、衣服ごと冷やす。水ぶくれは、雑菌が入るためつぶさないように。

消防局（ボジョレーに学ぶ応急手当）：<http://www.119aed.jp/>

- ・各家庭にある食料や水を持ち寄り、みんなで分け合いましょ。
- ・災害に乗じた犯罪を防止するため、交替でまちのパトロールをしましょ（詳しくは 49 ページを参照ください）。



## 復旧に向けて

### 水・食料は備蓄でまかなう

災害からの3日間は救援物資が整わず商店の販売もできないでしょう。

そのため、飲料水や非常食を整えておきましょ。

（非常準備物は 33 ページ以下を参考ください）

トイレの排水や洗い物のための水も必要です。



### 正しい情報を手に入れよう

テレビやラジオ、避難所等で行政からの情報を確認し、冷静に行動しましょ。

家を離れるときは、行き先や連絡先の表示をしよう。

壊れた家には入らないようにしましょう。

## 職場・外出先編

### 地震発生

#### 落ち着いて身体をかくす

学校や職場にいる時は、窓際や本棚等から離れて、机の下等にもぐりこみ、身を守りましょう。

#### 海岸や河川敷にいるときは

津波などに注意し、高台など安全な場所へすぐに避難しましょう。

#### 橋や歩道橋の上にいるときは

振り落とされないように手すりや柵につかまり、揺れが収まれば、即座にその場を離れましょう。



#### オフィス街や繁華街にいるときは

カバン等で頭を保護し、窓ガラスや看板の落下を避け、安全な場所に移動しましょう。

#### デパート・スーパーマーケットにいるときは

カバン等で頭を保護し商品棚等から離れ、柱や窓際に身を寄せましょう。店員の指示に従って行動しましょう。あわてて出口に殺到すると危険です。

#### 地下街にいるときは

柱や壁に身を寄せる。約 60 メートル間隔に出口があり、停電になっても誘導灯がつくので落ち着いてマイク放送の指示に従いましょう。火災が発生したら、ハンカチ等で鼻と口をおおい、壁伝いに身体を低くして地上に避難しましょう。

### エレベーターに乗っているときは

全ての階のボタンを押し、停止した階で外に出ましょう。  
閉じ込められ、停電で真っ暗になっても、落ちついて  
時間はかかりますが、救出を待ちましょう。



### バスや電車に乗っているときは

つり革や手すりにしっかり両手でつかまりましょう。  
座っている時は、上体を前かがみにして雑誌やカバン等で  
頭部を保護しましょう。



勝手に車外へ出ずに、乗務員の指示に従いましょう。

### 車を運転しているときは

急ブレーキは事故の原因となります。ハンドルをしっかりと  
握り、徐々にスピードを落とし、道路の左側に車を停車させ、  
エンジンを切り、パーキングブレーキをかけましょう。



車を離れる時は、連絡先の電話番号や名前を書いたメモをフロントガラスの  
内側に貼り、車検証などの貴重品を忘れずに持ち出しておきましょう。

### 高速道路を走っているときは

あわてずゆっくり減速し、路肩に寄せて停車し、エンジンを  
切りましょう。非常口は約1,000メートルごとに設置されている  
ので、周囲の状況に注意して避難しましょう。



## しばらくたって

### 正確な情報を収集する

鉄道の運行状況など正確な情報を確認しましょう。情報は、おおさか防災ネットや携帯ラジオから収集できます。おおさか防災ネットへは、右のQRコードから直接アクセスできます。



ブロック塀やがれきに近づかない



車で逃げない

公衆電話や災害用伝言ダイヤルを利用して、安否を伝達・確認する



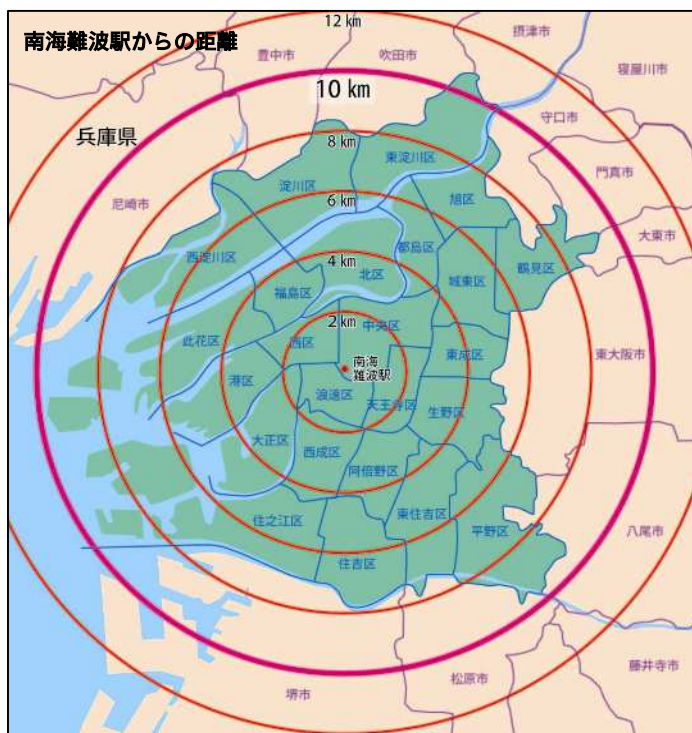
帰宅にあたって

一斉に帰宅すると、駅前などでは混雑による集団転倒などの危険があります。

(下の写真は、東日本大震災時に東京で発生した、電車を待つ長蛇の列の写真です)



会社や学校にいる方は、できるだけその場にとどまり、あわてず時差帰宅につとめましょう。



徒歩で帰宅できる距離は10 km程度とされているよ。

左の図は、南海難波駅からの距離を表しています。帰宅の目安にしてね。



## (2) 津波から身を守る

### 地震の揺れで自己判断しない

揺れが小さくても津波が起きることがあります。小さい揺れであってもまずは避難しましょう。

### より早く、より高く逃げましょう

既に浸水が始まってしまった場合は一刻を争います。

「遠く」よりも「高い」場所に避難しましょう。



### 避難に車は使わない

避難する車で渋滞がおきて、そのため津波に飲み込まれてしまうことがあるため、原則として避難に車を使うことは避けましょう。

津波浸水図や避難の考え方は、15 ページで確認してください。

津波の特徴としては、以下の3点が挙げられるよ。

#### 速くて力が大きい

深海での津波の速さはジェット機なみで、沿岸部でも短距離選手なみのスピードがあるよ(100m10秒くらい)。また、くるぶし程度の波でも力が大きく、立っていることができないよ。

#### 津波は川をさかのぼる

津波は河川を伝ってさかのぼります。海岸はもちろん、河川からも離れましょう。

#### 繰り返しやってくる

津波は繰り返しおそってくるよ。警報や注意報が解除されるまで、避難場所にとどまろう。

#### 引き波があるとは限らない





### (3) 河川氾濫・内水氾濫から身を守る

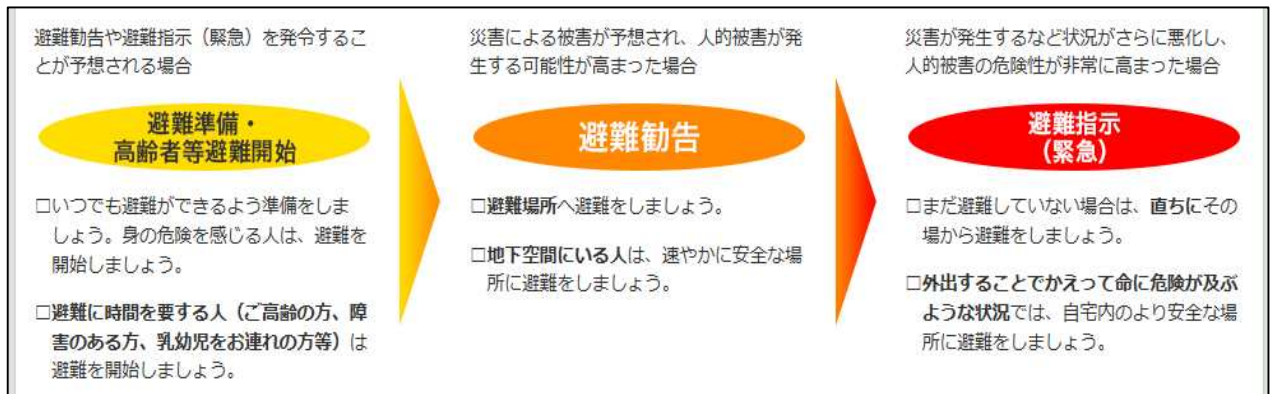
#### むやみに外出しない

台風が接近している時や豪雨の時は、むやみに外出しないようにしましょう。

#### 早めに避難する

「まだ大丈夫」「自分だけは大丈夫」と思い込まず、早めに避難しましょう。下

の図は、「避難情報」などの発令時の状況と、そのときの対応を表したものです。



平成 28 年 12 月に高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されました。）

#### 河原にいるときは

上流の雨による急な増水の危険があるため、川に近づかないようにしましょう。

#### 路上にいるときは

浸水してきたら、しっかりした建物の 3 階以上へ避難しましょう。

### 都市型水害の特徴

大都市ではアスファルトで固められた部分が多く、大量の雨水が一気に下水道へ流れ込み、排水の処理能力を超えマンホールや側溝から地上にあふれ、地下街や地下室を襲う災害も起こっています。

地下にいるときは、安全と思い込まず、雨の降り方や降っている時間に気をつけ、外で何が起きているのかを把握するようにしましょう。階段を流れ落ちる水の勢いは強く、地上への避難は困難になりますので、地下への浸水が予想されるときには早めに避難しましょう。

### 車を運転しているときは

視界が悪く、ハンドル操作やブレーキがきかなくなることもあります。すでに浸水している道路に差しかかったら、水の流れを横切る方向へ移動し、高台へ避難しましょう。

### 足元に注意

水面下にはふたの外れたマンホールや側溝などの危険な場所があります。長い棒などを杖代わりにして足元の安全を確認しながら歩きましょう。

### 浸水の深さに注意

歩行可能な浸水の深さは、男性で 70cm、女性で 50cm が目安です。

ただし、くるぶし程度の浸水でも流れが激しい場合は歩行せず、高いところで救援を待ちましょう。

### 1人で行動しない

隣近所に声をかけて避難しましょう。はぐれないように体の一部をロープで結ぶとよいでしょう。

### 特別警報が発表されたら

尋常でない大雨などが予想されます。重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。直ちに命を守る行動をとってください。

大阪市内の降雨情報や天気予報は、大阪市ホームページ  
( <http://www.ame.city.osaka.lg.jp/pweb/> )  
で確認できるよ



## 2 地域で守る（共助）

阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救出された人の約 30%が友人や隣人、通行人によって助けられました。また、災害時避難所は地域のみなさまが協力して開設・運営することになります。これらのことから、命を守るために、災害時の隣近所による助け合い（共助）は非常に大切です。

以下では、応急対策期における共助の一例をみます。

### 災害発生後、しばらくたって

自分や家族の安全が確認できたら・・・

#### 隣近所の方の安否を確認

特に、避難行動要支援者への配慮を行いましょう。

#### 隣近所の方の救助

二次災害に注意して、救助活動を行いましょう。作業にはシャベルやロープ、バールなどが役立ちます。家庭の大工道具や、避難所等に備えられている資機材を利用しましょう。（資機材の一覧は 25 ページ以下を参考ください。）

#### 二次災害を防ぐ

電気が復旧し、家屋内の断線箇所や使用中だった電気器具に電気が通じたことによる「通電火災（漏電火災）」が発生することがあります。避難の際には必ず電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め復旧時の二次災害に備えましょう。

出火してしまったら、消火器などですぐに消火しましょう。

天井に火が回るようであれば消火器では消せません。

早く近所の人に火事を知らせましょう。



#### 隣近所の方の救護

けが人がいた場合は、応急手当をしましょう（応急手当の仕方は、41 ページを参考ください）。重傷者は病院に搬送しましょう。

食料や水を持ち寄り、みんなで分け合いましょう。

## 避難所の開設など

### 地域の災害時避難所の開設

災害時避難所は、原則として地域自主防災組織に開設・運営していただきます。  
なお、中央区の災害時避難所は 23 ページを、避難所の運営については 56 ページ以下を参照ください。

### パトロール活動の実施

大規模災害時には、いろいろな犯罪が発生する可能性があることから、パトロール活動を行いましょう。

阪神・淡路大震災のときには、以下のような犯罪が発生したよ...

- ・避難による不在家屋、店舗を狙った空き巣や出店荒らし
- ・交通機関が途絶した際の足代わりとしてのオートバイ盗
- ・食料品、灯油などの生活必需品の暴利行為
- ・家屋修理での高額な契約



日頃から地域でパトロール活動を行っている、災害時でもスムーズにパトロール活動を行うことができます。

中央区役所では地域でパトロール活動を行う団体に対して、パトロールグッズの貸し出しを行っています。パトロール活動をお考えの方はご連絡ください。



貸し出しグッズは写真を参照ください

- ・パトロールベスト
- ・パトロールキャップ
- ・防犯ホイッスル
- ・防犯合図灯
- ・ライト
- ・ハンドメガホン など

#### 【問合せ先】

中央区役所市民協働課 防犯担当

電話 06 - 6267 - 9843

### 3 区役所の役割（公助）

#### （1）職員の区役所への参集

勤務時間内・時間外を問わず、災害発生時には、区役所の職員（平成 29 年 1 月 4 日現在で 142 名）が、以下の動員基準表に基づき指定された職員が、区災害本部に参集し、対応にあたります。

【 動 員 基 準 表 】

平成 29 年 1 月 4 日現在

種別	災 害 状 況	人 員 ( )時間外	備 考
1号 動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	全 員 142 名	
	大阪市域で震度 6 弱以上を観測したとき 特別警報あるいは大津波警報が発表されたとき	(142 名)	
2号 動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	1/2 以内 70 名	区役所の近隣に居住し、あらかじめ指定された本市職員(区役所職員以外)も区役所に参集する。 <b>(直近参集者 40 名)</b>
	大阪市域で震度 5 強を観測したとき	(80 名)	
3号 動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	1/4 以内 37 名	
	大阪市域で震度 5 弱を観測したとき	(56 名)	
4号 動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初動職員 24 名	<b>緊急区本部員</b> は、大阪市域で震度 4 以上を観測したときは、区役所に参集しなければならない <b>2</b>
	大阪市域で震度 4 を観測したとき	(32 名)	
5号 動員	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万々に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	情報連絡職員 6 名 (6 名)	台風接近時などに指令する機会が多い

- 1 緊急区本部員とは、勤務時間外に地震が発生した場合、区役所へ徒歩等により 30 分以内に出勤可能な職員から区長が指名する区役所職員のことをいいます。（平成 29 年 1 月 4 日現在、19 名）
- 2 津波警報が発表されたときは、4 号動員以上の体制を取ります。



## (2) 中央区災害対策本部等の組織

災害に対して柔軟に対応するために、区役所に参集した職員によって中央区災害対策本部等（災害の規模によって、名称が異なります）が組織されます。

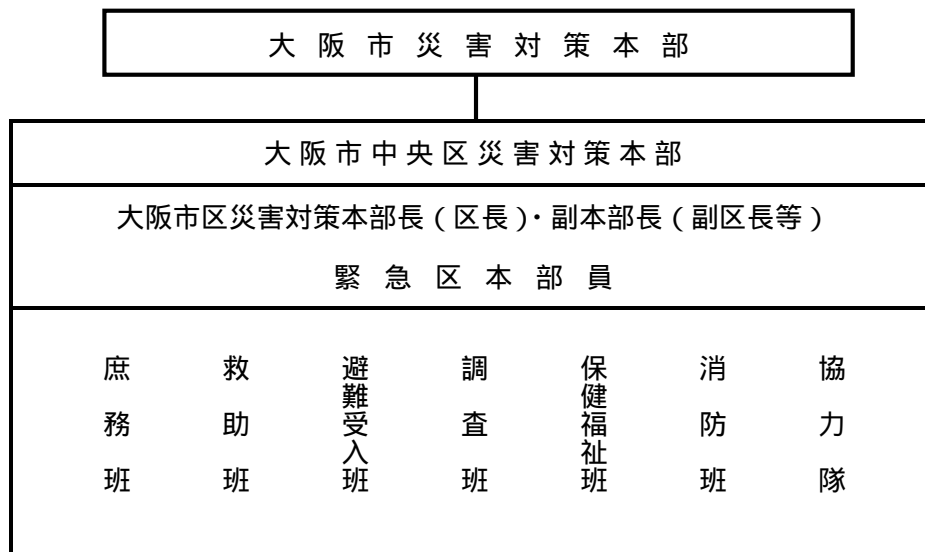
### 設置基準

- ・大阪市域において震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生したとき
- ・大阪市域に特別警報が発表されたとき
- ・大阪市域において災害救助法の適用を要する被害（災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合、多数の方の生命又は、身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合など）が発生したとき
- ・大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき
- ・市長が大阪市災害対策本部の設置が必要であると認めたとき
- ・区長が大阪市中央区災害対策本部の設置が必要であると認めたとき

### 設置者及び設置場所

中央区長によって、中央区役所内（区役所庁舎が使用できない場合は、中央会館）に設置されます。

### 組織図



各班の分担事務

班 名	分 担 事 務	人 数 ( )時間外
庶 務 班	1 各班の連絡調整に関すること 2 各部、関係機関への応援協力要請に関すること 3 災害対策本部との連絡に関すること 4 予算計理に関すること 5 情報の収集、伝達及び広報に関すること 6 義援金の受付、並びに保管に関すること 7 災害記録に関すること 8 ボランティアの調整に関すること 9 他の班の所管に属しないこと	22名( ) (22名)
救 助 班	1 被災者の応急救助に関すること 2 救援物資の調達保管及び配給に関すること 3 被災証明書の発行に関すること 4 義援金の配分に関すること 5 団体等の協力活動に関すること	13名 (13名)
避難受入班	1 被災者の受入れに関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 避難所受入れ状況の把握に関すること	76名 (76名)
調 査 班	1 被害状況の調査に関すること	13名 (13名)
保健福祉班	1 被災者の医療救護に関すること 2 防疫・保健衛生に関すること 3 東・南医師会等の連絡調整に関すること	18名 (18名)
消 防 班	1 消防に関すること 2 被災者の救急・救助に関すること	
協 力 隊	1 赤十字奉仕団(地域振興会)、自主防災組織等の区防災救助活動に対する協力に関すること	

中央区災害対策本部長、中央区災害副本部長、防災担当職員など計6名を含む。

### (3) 情報の収集・伝達

災害発生時において、区役所が迅速で的確な災害応急対策を実施するには、まずなにより区内の被害状況など情報を収集する必要があります。また、二次災害や災害発生時の混乱を回避するためには、区民のみなさんや区内に通勤・通学する方に正確な情報を伝達する必要があります。中央区役所では、以下の手段で情報の収集・伝達を行います。

#### 有線通信による情報の収集・伝達

##### ・大阪市防災情報システム

「災害対策状況」「被害状況」「避難所管理状況」「職員参集状況」「緊急通知」の5つの情報に特化した情報システムであり、混乱の中でも、必要な情報の収集・分析が間違いなく行えるようシステムを構築しています。

端末は、平常時、区役所の5階に設置しています。



危機管理総合情報システムの端末

##### ・災害時優先電話

災害時に救援・救護活動をおこなう公的機関等が有効的な情報通信ができるよう、設置されています。

##### ・一般加入電話 など

#### 無線通信による情報の収集・伝達

##### ・固定系無線（防災行政無線）

大阪市役所の防災担当部局を専用の無線ネットワークで結び、内線電話や専用電話機を使用して、ダイヤル通話することができるものです。端末は区役所の5階に設置しています。



固定系無線の端末

##### ・同報系無線

屋外スピーカーを通じて、区民のみなさまへ、音声による災害情報等を直接伝達します。中央区内では、区役所と小学校、大阪城公園に屋外スピーカーが設置されています。

同報系無線のマイクは、区役所の5階に設置しています。



無線のマイク

### ・デジタルMCA無線

携帯型の無線機で、きめ細かい情報収集・伝達が可能です。

中央区役所に6機と、各災害時避難所等に1機ずつ配備しています。

(区役所には据置機も1機配備しています。)



デジタルMCA無線機

### ・衛星携帯電話

人工衛星(通信衛星)を使った携帯型電話機で、通常の携帯電話よりも通話可能エリアが広く、固定電話など通話不能となったときに通信が可能です。

中央区役所に1機配備しています。

### 職員による情報の収集・伝達

消防署や警察署に職員を派遣し、災害情報の共有を行います。また、職員が調査に回り、地域の自主防災組織等の協力のもと情報の収集にあたります。また、中央区ホームページやツイッターを通して、情報を伝達します。



中央区ホームページ  
QRコード



@yumemarukun

ツイッターのアカウント



### (4) 食糧、生活関連物資の供給

区役所や災害時避難所等に備蓄されている食糧や生活関連物資を、自主防災組織等の協力のもと供給します(備蓄物資の一覧は、25・26ページを参照ください)。なお、供給量が足りない場合は、区本部長が大阪市災害対策本部などに、調達を要請します。

### (5) 災害時避難所開設の支援

中央区役所は、地域の自主防災組織が開設した避難所の運営支援を行います。

### (6) 被災者の救護

#### 医療救護班の編成の要請

東医師会や南医師会、区内医療機関等による医療救護班の編成を要請し、区内の医療救護班だけでは対応できない場合は、大阪市災害対策本部に派遣を要請します。

## 救護所の設置

大阪市災害対策本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置します。

- ・災害現場又は現場付近
- ・避難所（災害時避難所、広域避難場所等）
- ・特例場所（被災地周辺の医療機関等）

## （7）水害対応など

近年、ゲリラ豪雨や、大型台風の襲来による集中豪雨により、床上・床下浸水の被害が発生しています。床下・床上浸水の被害に対する相談窓口を、以下のとおり紹介します。

### 土のうの貸し出し

一般財団法人 都市技術センター

市岡管路管理センター（建設局より委託） 電話 06 - 6576 - 0700

### 消毒薬（クレゾール石鹼液）の配付

中央区保健福祉センター生活環境グループ 電話 06 - 6267 - 9882

### 被災証明の発行

保険等で必要な方は、ご連絡ください。職員が伺い、判定のうえ発行します。

中央区役所市民協働課 防災担当 電話 06 - 6267 - 9843

### 災害見舞金の給付

住家であること、床上浸水であることなど条件があります。お問合せください。

中央区役所市民協働課 防災担当 電話 06 - 6267 - 9843

### その他のお問合せ先

中央区役所市民協働課 防災担当 電話 06 - 6267 - 9843